

インターネットによる情報公開状況報告書

1 産業廃棄物収集運搬業

公開情報を閲覧できるホームページアドレス	
すべての公開事項を公開した年月日	

情報公開が必要な項目	更新の頻度	更新年月日	更新事項	公開確認
イ 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項((1)、(4)又は(6)に掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。) (1) 名称 (2) 事務所又は事業場の所在地 (3) 設立年月日 (4) 資本金又は出資金 (5) その代表者、役員及び使用人(以下「代表者等」という。)の氏名及び就任年月日 (6) 事業(他に処理業の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係るものを含む。以下同じ。)の内容	変更の都度((5)に掲げる事項については1年に1回以上)			
ロ 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容(事業の内容を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。)	変更の都度			
ハ 事業計画の概要	変更の都度			
ニ 申請者が受けている事業許可証の写し	変更の都度			
ホ 事業の用に供する施設に係る次に掲げる事項 (1) 運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入の状況 (2) 積替え又は保管を行う場合には、当該場所ごとの所在地、面積、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び産業廃棄物に係る積替えのための保管上限	変更の都度(1)に掲げる事項については1年に1回以上)			
ヘ 情報をインターネットにより公開する日(当該情報を更新する場合にあつては、更新する日。以下「情報公開日」という。)の属する月の前々月までの3年間(以下「直前3年間」という。)の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に係る次に掲げる事項 (1) 産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) 産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量	1年に1回以上			
ト 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	1年に1回以上			
チ 事業者がその産業廃棄物の運搬を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法	変更の都度			
リ 業務を所掌する組織及び人員配置	変更の都度(人員配置については1年に1回以上)			
ヌ 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあつては公開の頻度	変更の都度			

注 欄は記入しないこと。

産廃情報ネット(財団法人産業廃棄物処理事業振興財団運営)から出力された帳票がある場合はこの報告書の提出は不要である。

2 特別管理産業廃棄物収集運搬業

公開情報を閲覧できるホームページアドレス	
すべての公開事項を公開した年月日	

情報公開が必要な項目	更新の頻度	更新年月日	更新事項	公開確認
イ 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項（(1)、(4)又は(6)に掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。） (1) 名称 (2) 事務所又は事業場の所在地 (3) 設立年月日 (4) 資本金又は出資金 (5) 代表者等の氏名及び就職年月日 (6) 事業の内容	変更の都度(5)に掲げる事項については1年に1回以上)			
ロ 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容（事業の内容を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。）	変更の都度			
ハ 事業計画の概要	変更の都度			
ニ 申請者が受けている事業許可証の写し	変更の都度			
ホ 事業の用に供する施設に係る次に掲げる事項 (1) 運搬施設の種別及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入の状況 (2) 積替え又は保管を行う場合には、当該場所ごとの所在地、面積、積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種別及び特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限	変更の都度(1)に掲げる事項については1年に1回以上)			
ヘ 直前3年間の各月において事業者から引渡しを受けた特別管理産業廃棄物に係る次に掲げる事項 (1) 特別管理産業廃棄物の種別ごとの受入量 (2) 特別管理産業廃棄物の種別ごと及び運搬方法ごとの運搬量	1年に1回以上			
ト 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	1年に1回以上			
チ 事業者がその特別管理産業廃棄物の運搬を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法	変更の都度			
リ 業務を所掌する組織及び人員配置	変更の都度（人員配置については1年に1回以上）			
又 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあつては公開の頻度	変更の都度			

注 欄は記入しないこと。

産廃情報ネット（財団法人産業廃棄物処理事業振興財団運営）から出力された帳票がある場合はこの報告書の提出は不要である。

3 産業廃棄物処分類

公開情報を見ることができるホームページアドレス	
すべての公開事項を公開した年月日	

情報公開が必要な項目	更新の頻度	更新年月日	更新事項	公開確認
イ 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項（(1)、(4)又は(6)に掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。） (1) 名称 (2) 事務所又は事業場の所在地 (3) 設立年月日 (4) 資本金又は出資金 (5) 代表者等の氏名及び就職年月日 (6) 事業の内容	変更の都度(5)に掲げる事項については1年に1回以上)			
ロ 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容（事業の内容を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。）	変更の都度			
ハ 事業計画の概要	変更の都度			
ニ 申請者が受けている事業許可証の写し	変更の都度			
ホ 事業の用に供する施設に係る次に掲げる事項 (1) 設置場所 (2) 設置年月日 (3) 当該施設の種類 (4) 当該施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。） (5) 処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立地の面積及び埋立容量） (6) 処理方式 (7) 構造及び設備の概要 (8) 当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、当該許可に係る許可証の写し	変更の都度			
ヘ 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設が設置されている事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度			
ト 情報公開日の属する月の前々月までの1年間（以下「直前1年間」という。）において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（次に掲げる事項を含み、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。） (1) 当該産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) 当該産業廃棄物の処分方法ごとの処分量 (3) 情報公開日の属する月の前々月の末日における当該産業廃棄物の保管量 (4) 当該産業廃棄物の処分（埋立処分及び毎羊投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該産業廃棄物の処分方法 (5) 当該産業廃棄物を再生することにより得た物を他人に売却した場合にあつては取引先ごとの売却量及び当該物の利用方法	1年に1回以上			
チ 直前3年間の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に係る次に掲げる事項（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、当該石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。） (1) 当該産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) 当該産業廃棄物の種類ごと及び処分方法ごとの処分量 (3) 当該産業廃棄物の処分（埋立処分及び毎羊投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量	1年に1回以上			

リ 直前3年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報	1年に1回以上			
又 直前3年間の各月における事業の用に供する産業廃棄物の焼却施設ごとの熱回収により得られた熱量（当該熱の全部又は一部を電気に変換した場合にあつては、当該電気の量及び当該熱量から電気に変換された熱量を減じて得た熱量）及び当該焼却施設において熱回収がされた産業廃棄物の量	1年に1回以上			
ル 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	1年に1回以上			
ヲ 事業者がその産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法	変更の都度			
ワ 業務を所掌する組織及び人員配置	変更の都度（人員配置については1年に1回以上）			
カ 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあつては公開の頻度	変更の都度			

注 欄は記入しないこと。

産廃情報ネット（財団法人産業廃棄物処理事業発展財団運営）から出力された帳票がある場合はこの報告書の提出は不要である。

4 特別管理産業廃棄物処分業

公開情報を見ることができるホームページアドレス	
すべての公開事項を公開した年月日	

情報公開が必要な項目	更新の頻度	更新年月日	更新事項	公開確認
イ 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項（(1)、(4)又は(6)に掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。） (1) 名称 (2) 事務所又は事業場の所在地 (3) 設立年月日 (4) 資本金又は出資金 (5) 代表者等の氏名及び就職年月日 (6) 事業の内容	変更の都度(5)に掲げる事項については1年に1回以上)			
ロ 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容（事業の内容を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。）	変更の都度			
ハ 事業計画の概要	変更の都度			
ニ 申請者が受けている事業許可証の写し	変更の都度			
ホ 事業の用に供する施設に係る次に掲げる事項 (1) 設置場所 (2) 設置年月日 (3) 当該施設の種類 (4) 当該施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。） (5) 処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立地の面積及び埋立容量） (6) 処理方式 (7) 構造及び設備の概要 (8) 当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、当該許可に係る許可証の写し	変更の都度			
ヘ 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設が設置されている事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度			
ト 直前1年間に於いて事業者から引渡しを受けた特別管理産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（次に掲げる事項を含む。） (1) 当該特別管理産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) 当該特別管理産業廃棄物の処分方法ごとの処分量 (3) 情報公開日の属する月の前々月の末日における当該特別管理産業廃棄物の保管量 (4) 特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該産業廃棄物の処分方法 (5) 特別管理産業廃棄物を再生することにより得た物を他人に売却した場合にあつては取引先ごとの売却量及び当該物の利用方法	1年に1回以上			
チ 直前3年間の各月において事業者から引渡しを受けた特別管理産業廃棄物に係る次に掲げる事項 (1) 当該産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) 当該産業廃棄物の種類ごと及び処分方法ごとの処分量 (3) 当該産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量	1年に1回以上			
リ 直前3年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報	1年に1回以上			

エ 直前3年間の各月における事業の用に供する産業廃棄物の焼却施設ごとの熱回収により得られた熱量（当該熱の全部又は一部を電気に変換した場合にあつては、当該電気の量及び当該熱量から電気に変換された熱量を減じて得た熱量）及び当該焼却施設において熱回収がされた産業廃棄物の量	1年に1回以上			
ル 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	1年に1回以上			
ヲ 事業者がその特別管理産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法	変更の都度			
ワ 業務を所掌する組織及び人員配置	変更の都度（人員配置については1年に1回以上）			
カ 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあつては公開の頻度	変更の都度			

注 欄は記入しないこと。

産廃情報ネット（財団法人産業廃棄物処理事業振興財団運営）から出力された帳票がある場合はこの報告書の提出は不要である。